

ID: 28

担当部署: 税務財政課

処分の概要	過料		
例規名 根拠条項	聖籠町過料条例 第1条及び第2条		
例規番号	昭和30年 条例第17号		
<p>【根拠条文】</p> <p>第一条 地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百二十四条、第二百二十五条、第二百二十六条及び第二百二十七条により納付する義務ある者で詐欺その他不正の行為により使用料、分担金、手数料の徴収を免れたときは、その徴収を免れた金額の五倍に相当する金額(当該五倍に相当する金額が五万円を超えないときは、五万円とする。)以下の過料に処することができる。</p> <p>第二条 地方自治法第二百二十八条により次の各号の一に該当する者に対しては一万円以下の過料に処することができる。</p> <p>一 使用に関する規定に違背してこれを使用したとき。</p> <p>【基準】</p> <p>根拠条文に同じ。</p>			
備考			
設定年月日	平成 22 年 4 月 1 日	最終変更年月日	年 月 日